

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき、同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定する件

(平成二十九年三月十四日経済産業省告示第三十七号)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)の施行に伴い、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第四条第一項の規定に基づき、同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を次のとおり指定し、平成二十九年四月一日から適用する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第四条第一項に規定する同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第三条第四号に掲げる設備の区分等とする。